平成３０年（フ）第９２号
堺市北区百舌鳥本町２丁183番地６
債務者　宮原　良子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
堺市西区鳳中町10丁６番地１　パレス竹ヶ城２－Ｃ
債務者　片岡　麻里
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目９番３号
債務者　阿部千惠子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目９番３号
債務者　阿部　　恵
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
北海道岩見沢市志文町1180番地60　パークマンションⅢ　１－Ｃ
債務者　八田ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第１１号
北海道夕張市本町１丁目101番地
債務者　鎌田　　悟
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第２０号
北海道伊達市館山下町379番地５
債務者　安達　佳代
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
盛岡市玉山馬場字状小屋８番地
債務者　佐藤　陽美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４３号
盛岡市名須川町18番２号　名須川ハイム１－Ｂ号
債務者　小山　順一
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１６号
群馬県館林市新宿１丁目16番１号　（株）カスミ館林雄飛寮
債務者　會澤　　翔
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１１号
大阪市住之江区新北島３丁目８番19―607号
債務者　加賀　理資
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８号
大阪府吹田市日の出町26番20号
債務者　峰　　朋子（旧姓井上・髙木）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０５号
大阪市東淀川区西淡路３丁目４番11号　スマイルパールハイツⅢ　402号
債務者　當眞　永己
法定代理人成年後見人　特定非営利活動法人権利擁護たかつき
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１７号
大阪府四條畷市南野２丁目９番62号
債務者　平川　　歩
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３２号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番２―205号、前住所大阪府高槻市南総持寺町７番29―306号
債務者　藤木　　健
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４号
大阪市平野区喜連１丁目７番41号　101、前住所大阪市平野区喜連東２－３―41
債務者　増田　咲輝
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７６号
大阪府八尾市安中町６丁目２番18号　栄マンション203号
債務者　竹延佳留人
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部